



鳥取県営住宅入居申し込みあんない(二次募集)

県営住宅は、県が国の補助を受けて建設した県民の大切な財産です。そのため、入居にあたっては多くの義務や制限が伴います。

この入居申込あんないは、入居の条件や手続きをまとめたものです。申込みの際によくお読みください。

1. 申込みの受付及びお問い合わせ先

窓 口	南部町役場 建設課
所 在 地	鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1
電 話	0 8 5 9 - 6 6 - 3 1 1 5
ファクシミリ	0 8 5 9 - 6 6 - 4 4 2 6

2. 県営住宅とは

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の方が低廉な家賃で賃貸することができる住宅として建設されたものです。

そのため、入居者の皆さまには一般の民間賃貸住宅にはない手続きをお願いしています。よくご理解の上、お申込みください。

○ 家賃は入居者の方の所得等に応じて決まります

入居者・同居者の方の所得や人数等を毎年度申告していただく必要があります。

また、同居者が増える場合、転出する場合など届出が必要です。

法令で定められた所得を超えた場合は、明け渡しの努力等が義務づけられます。

○ ペットは飼育できません

犬・猫等ペットを飼育することはできません。住宅敷地内での餌付け行為も禁止です。

○ 注意事項

住宅内の設備や備品等は、前入居者から引き続き使用していただいています。必要修繕のみを実施した状態です。壁の汚れ等、修繕できかねるところがありますので、ご了承ください。

一部の住宅を除き、網戸、湯沸かし器、照明器具等は設置しておりません。

テレビの視聴にはケーブルテレビを利用しており、毎月 CATV 使用料の支払いが必要です(月額 500 円+消費税)。

申込みをされる団地の地理、小中学校区、保育所、生活上の利便性等、十分検討の上でお申込みください。

3. 申込方法

1 回の申し込みは 1 世帯 1 住宅 (1 戸のみ) です。

申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添付してお申し込みください。

なお、申込者が複数となった場合、抽選を行います。

4. 申込資格

入居申込をされる方は、次の①から④までの要件を全て満たしている必要があります。

- ① 現在一緒に住んでいるか、または住もうとしている親族があること（2DK以下の住戸は単身での申込み可能）
- ② 収入基準に該当すること
- ③ 現在、住宅に困っていること
- ④ 入居者及び同居予定者が暴力団員でないこと

※ 県営住宅は入居期間に期限があります

※ 2DK以下でない住戸の同居人のいない単身での申込みは、高齢者、重度または中度の障がい者、生活保護受給者、DV被害者等に該当する者のみ可能です

※ 申込者及び同居者に持ち家のある方は申込みできません

5. 県営住宅に入居できる収入基準

申込資格の収入基準は、「所得月額」によって判定します。

○ 収入基準

所得月額が収入基準を超える方は県営住宅へ入居できません。

一般世帯	裁量世帯
所得月額 158,000 円以下	所得月額 214,000 円以下

○ 裁量世帯

次の①～⑥に該当する世帯は、上記の裁量世帯の所得月額の方まで申し込みできます。

① 高齢者世帯	申込日現在、申込者が 60 歳以上で、同居者のいずれもが 60 歳以上または 18 歳未満の世帯		
② 障がい者世帯	申込者または同居者に、障害者手帳等の交付を受けた方がいる世帯	身体障害者手帳	1～4 級
		精神障害者保健福祉手帳	1～2 級
		療育手帳	B 以上
		戦傷病者手帳	特別項症～第 6 項症、第 1 款症
③ 子育て世帯	義務教育修了前の児童と同居する世帯		
④ ハンセン病療養所入居者等世帯	申込者または同居者にハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯		
⑤ 原爆被爆者世帯	申込者または同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯		
⑥ 引揚者	海外からの引揚者で、引揚後 5 年未満の方がいる世帯（引揚証明書の交付を受けている）		



6. 申込みに必要な書類

○ 必ず必要な書類

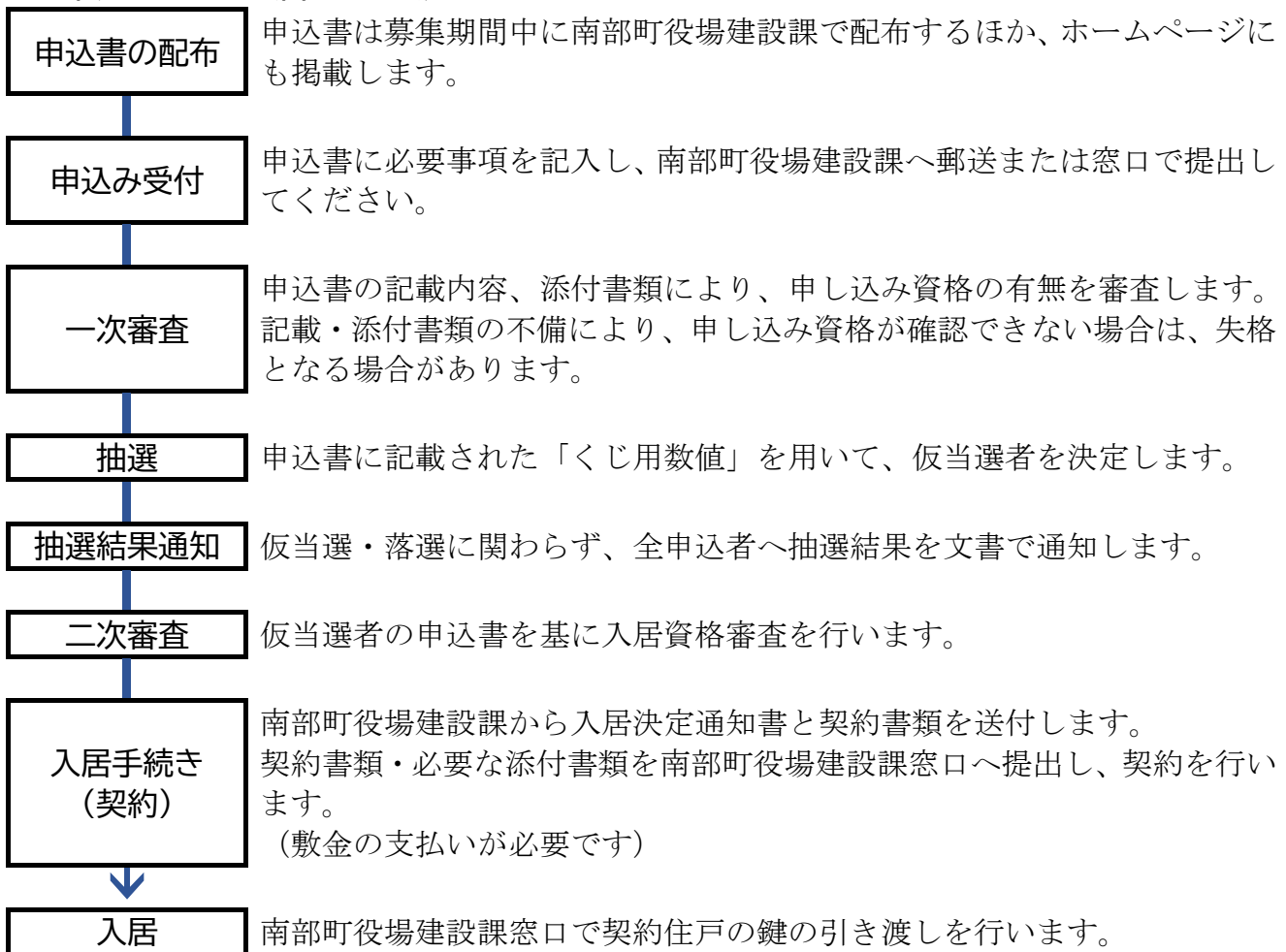
- (1) 県営住宅入居申込書
- (2) 入居予定者全員の住民票（6か月以内に作成された本籍・続柄表示のあるもの）
- (3) 市町村が発行する入居予定者全員の所得課税証明書
 - ※ 前年の所得課税証明書が発行されない時期（1～5月まで）に入居申込をする場合
 - ・ 給与所得者および年金所得者は源泉徴収票および前々年の所得課税証明書
 - ・ 事業所得者等は前年の確定申告書の控え及び前々年の所得課税証明書
- (4) 現在入居している住宅の状況が確認できる書類（賃貸借契約書の写しなど）
- (5) 誓約書（入居する17歳以上の方全員）

○ 申込者の家族状況等によって提出が必要な書類

内 容	必要書類
婚約中の場合	・ 婚姻予約証明書
入居申込時点で退職している場合	・ 退職証明書等
給与所得者で前々年度以降に転職している場合	・ 給与支払証明書
生活保護を受けている場合	・ 生活保護受給証明書
中国残留邦人等で支援給付を受けている場合	・ 支援給付の受給を確認する書類
ひとり親世帯の場合	・ 戸籍謄本
妊娠中世帯の場合	・ 母子手帳
単身入居の場合	・ 単身入居の入居者資格が確認できる書類
別居する税法上の扶養親族がいる場合	・ 扶養を証明する書類
障がい者	・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 戦傷病者手帳
原子爆弾被害者	・ 特別手当証明書
引揚者	・ 引揚証明書
ひとり親控除又は寡婦控除に該当する方のうち、所得課税証明書に控除記載がない場合 ※左のいずれか	・ 戸籍謄本 ・ 源泉徴収票または確定申告書の控え（控除該当記載のあるもの）
配偶者間暴力の被害者 ※左のいずれか	・ 裁判所による保護命令書の写し ・ 婦人相談所長の証明 ・ 婦人保護施設長または母子生活支援施設長の証明
犯罪被害者等	・ 被害状況等申告書
留学生	・ 留学生を証明する書類

※ その他必要に応じて別の書類等の提出をお願いすることがあります。

7. 申込みから入居までの流れ



8. 入居者の抽選方法

○ 3桁の数字による抽選

- ① 県営住宅入居申込書に「抽選くじ用数値」欄に000～999までの任意の数字を記入してください。
※ 空欄がある場合は、空白部分に「9」を割り当てます。
- ② 窓口へ申込み書を提出される際に、抽選棒を引いてください。抽選棒の数字を基に、入居者へ「抽選番号」を「0」から付与します。
※ 郵送で申込みをされる場合は、消印に記載されている数字を使用します
- ③ 全ての申込者の「抽選くじ用数値」を合計し、申込者の人数で割ります。割り算の余りの数字の「抽選番号」を付与された申込者を仮当選者とします。
※ 割り切れた場合は「抽選番号」が「0」の申込者が仮当選者です。